

区の保有する債権の放棄について

➡ 適正な債権管理を図るため、徴収が事実上困難であるものについて、債権の放棄を行う。

概要

1 理由及び内容

適正な債権管理を進めるため、債務者が死亡したことにより、徴収が事実上困難であるものについて、中央区債権管理条例第13条第1項の規定に基づき権利の放棄を行ったものである。今回、令和6年度に放棄した案件について、同条第2項の規定に基づき報告する。

2 放棄した債権名、件数及び金額

債権名	件数	金額
住宅使用料及び共益費	4件	436,745円

詳細は別紙のとおり

放棄債権一覧

住宅使用料及び共益費

	住所	債権額	適用条項
1	東京都中央区晴海一丁目	5,419円	第6号
2	東京都中央区勝どき一丁目	58,926円	第6号
3	東京都中央区勝どき一丁目	161,000円	第6号
4	東京都中央区晴海一丁目	211,400円	第6号
合計		436,745円	